

2024年12月

お客様各位

遠軽信用金庫

「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取り組みについて

平素より、当金庫をご利用いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、当金庫では、政府・産業界・金融界が一丸となって取り組んでおります「手形・小切手の全面的な電子化」に向けて、下記の取り組みを実施いたします。

今後ともより一層のサービス向上に努めて参りますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 当座預金の新規口座開設の停止

実施日	2024年10月1日（火）
内容	当座預金の新規口座開設を停止しています。 実施日以降は、普通預金又は決済用預金（普通預金無利息型）等をご利用ください。 なお、既に当座預金をご利用中のお客様は引き続きご利用いただけます。

2. 払戻請求書による当座預金からのお引き出しの取扱開始

実施日	2025年1月6日（月）
内容	「当座勘定規定（一般用）」を改定させていただくことにより、払戻請求書による当座預金からのお引き出しを開始いたします。ただし、預金者本人によるお引き出しであること、お取扱いは口座開設店に限ることとします。 なお、払戻請求書によるお引き出しの際は、ご来店者に当金庫所定の本人確認書類の提示等を求める場合や法人等の代表者様への意思確認をさせていただく場合がございます。

3. 2027年（令和9年）4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立の受付停止

実施日	2025年2月3日（月）
内容	2027年（令和9年）4月1日（木）以降を期日とする手形等（同日以降が振出日の先日付小切手を含みます）について、代金取立の受付を停止いたします。 当該手形等を既にお持ちのお客様は、2025年（令和7年）1月31日（金）までにお取引店でお手続きをお願いいたします。

※ 手形・小切手に代わる決済方法として「電子記録債権（でんさい）」「インターネットバンキング」等の電子決済サービスのご利用をご案内しています。この機会にぜひともご検討いただきますようお願い申し上げます。詳しくはお取引店にご相談ください。

以上